



●海と山を感じる坂道●

トアロードらしい景観のために

トアロード地区・景観形成市民協定ガイド トアロード地区まちづくり協議会

多くの人の手で歴史を紡いできた海と山を感じる坂道トアロード。まちなみを美しく整え、沿道にみんなでお花を植える。夜もウインドウからもれる暖かい灯かり。ちょっとしたみなさんのアイデアが、トアロードの新たなまちづくりへつながります。トアロードらしい景観を、みなさんと一緒に守り育てていくためのルールをわかりやすく小冊子にしました。



トアロードの沿道の景観を守るために

名称 トアロード地区・景観形成市民協定

目的

神戸が世界にひらかれた都市として発展してきた歴史の中で、港、外国人居留地といった仕事場と、北野界隈の住まいとをつなぐ道として生まれ「神戸の絆」ともいえるのがトアロード地区です。

このような歴史を刻んできたトアロード地区では、南北にのび、陽のあたる坂道として海と山を感じられるまち、エキゾチックでインターナショナル、いろんな国の人と文化が交流するまち、というトアロードらしい特徴を発揮することをめざしています。

そのためには、快適で個性ある都市景観をつくりだすことをめざし、楽しく、調和ある建物やショップのファサードをつくり、緑や花をふんだんに取り入れるとともに、看板や広告類は上品で秩序あるものとし、ゴミのない美しい道とすることを目的とします。



トアロード地区・景観形成市民協定

(目的)

第1条 この協定は、第3条に定める区域において、建物や敷地の景観ならびにこれに関連する事項を地元関係者間で協定し、地区固有のまちなみ景観をまもり、育て、ひいては地区の総合的発展の向上に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、トアロード地区・景観形成市民協定（以下「協定」という。）と称する。

（協定の位置及び区域）

第3条 この協定の対象となる地区（以下「地区」という。）の位置及び区域は以下のとおりとする。

神戸市中央区山本通3丁目及び北野町4丁目より南で、三宮駅2・3丁目より北のうしろトアロード沿道25mの範囲

（まちなみ景観）

第4条 地区の目標とするまちなみ景観は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 意匠と魅力があり、花と緑のあられる美しいまち

(2) 個性的なもつファッショナブルなまち

(3) 世代を超えてつどえるまち

（まちづくりの基本方針）

第5条 地区のまちなみづくりの基本方針は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 商業機能、文化、情報、交流機能、居住機能が調和しつ共存するなかで、複合的、総合的な発展向上をめざす。

(2) 歴史や自然条件等の地域特性に配慮したまちなみづくりを推進する

(3) ものづくりとルールづくりの両面から、住民、企業、行政が協働して個性あるまちなみづくりに取り組む。

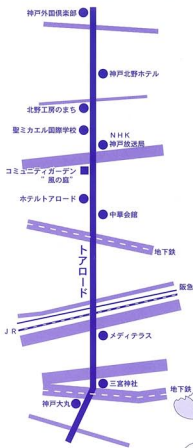
（建築物等の用途の制限）

第6条 次に掲げる用途の建築物等を建築してはならないものとする。

(1) パチンコ屋、ゲームセンター、遊楽車・馬・船券売場その他これらに類するもの

(2) 飯屋・居酒屋、テレホンクラブ、ラブホテルその他これらに類するもの

(3) 社会的な組織、団体その他これらに類するもの事務所等



トアロード沿道（道路境界より25mの範囲）

（まちなみ景観への配慮）

第7条 建築物等の新築、増築、改築、撤去、大規模の修繕、宅地の造成その他の土地の形質の変更その他まちなみ景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為をするものは別表1に示すまちなみ形成のルールに適合するより努めるものとする。

（敷地の緑化）

第8条 協定者は、自己が所有もしくは管理する敷地の緑化に努めるものとする。

（その他の活動）

第9条 協定者は、地区内の清掃活動や緑化運動等、美しいまちなみを形成・維持するための活動を互いに協力して推進することを旨とする。

（委員会）

第10条 協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第11条 委員会は「トアロード地区まちづくり協議会」役員会があたりものとする。

第11条 委員会に次の役員をおく。

委員長1名 副委員長若干名 会計1名 事務局 若干名

第12条 委員長、副委員長、会計、事務局はそれぞれ「まちづくり協議会」の会長、副会長、会計、事務局が兼務する。

第13条 委員長は、委員会を代表し、協定運営の兼務を担う。

第14条 副委員長は、委員長に事故あるときはこれを代理する。

第15条 会計は、委員会に事務を兼務する。

第16条 事務局は、委員会の事務を兼務する。

第17条 協定者は第7条に開ける行為をするにあたっては事前に委員会に相談し、委員会は建築活動等の計画内容が本協定に適合することを確認することとする。

（有効期間等）

第18条 協定の有効期間は5年以上とし、協定者の同意を計った上で、委員会が定める。

第19条 この協定について変更する必要があるとき、又は新たに定める必要が生じたときは、第1項に準じた取り扱いとする。

（付則）

第20条 この協定は、平成8年4月28日より有効とする。

トアロード地区景観形成市民協定は、1997年4月にトアロード地区まちづくり協議会により締結され、1998年10月に「神戸市都市景観条例」により神戸市の認定をうけました。同時にトアロード地区まちづくり協議会は同条例による景観形成市民団体として認定されています。

まちなみ形成のルール

「景観形成市民協定」のなかで、まちなみに関係する建築等をしようとするときは、下の別表1にある「ルール」に沿って行なうなっています。

□別表1

景観構成項目		基準（ルール）
街路	緑化	<ul style="list-style-type: none"> トアロード沿道では、道路に面した敷地は原則として緑化することとし、緑の面でもシンボリックな空間となるようにトアロードにふさわしい樹種による緑のボリュームアップを行なう。
	花・プランター	<ul style="list-style-type: none"> トアロード沿道では、トアロードらしさや四季を感じさせるとともに、メインストリートにふさわしい華やかで気品のあるイメージに調和する花やプランターを設置する。
	看板・広告物	<ul style="list-style-type: none"> 看板・広告物は、表示面積及び掲出数は必要最小限とし、歩行者空間を妨げないようにする。 看板・広告物は、けばけばしい色はさけ、壁面の色と調和させ、表示文字マーク等デザイン工夫に努める。 電柱、電話ボックス、アーチ、ストリートファニチュア、囲い、塀等には「広告・ちらし」をつけないこととする。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の色は、まちなみや建物に調和するものとし、空き缶回収に努める。
	ゴミ対策	<ul style="list-style-type: none"> トアロード沿道には、路上に私的なゴミ箱を設置しない。 トアロード沿道においては、ゴミ・たばこ・空き缶のポイ捨て、放置は一切しない。事業所等のごみ袋は決められた日時、場所以外には出さないこととする。
敷地	駐車場・空地	<ul style="list-style-type: none"> トアロード沿道の駐車場や空地进行をまちなみと調和するように修景する。
建物	建物の形態	<ul style="list-style-type: none"> 国際性をもつファッションブルなまちにふさわしいデザインとする。 低層部の形態は、歩く人にとって楽しいものとなるように努める。
	建物の色彩デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 建物の色彩デザインなどをまちなみと調和させる。
	夜間・休日の照明・シャッター	<ul style="list-style-type: none"> トアロード沿道のお店は、夜間や休日にショウウィンドウを照らしたり、シャッターに工夫するなどして、ウィンドウショッピングできるようにする。
	テント・フラッグ	<ul style="list-style-type: none"> 店舗等には、できる限りトアロードにふさわしいイメージのテント、フラッグをとりつける。

□ガーデニングコンセプト

テーマ ■ インターナショナル&ナチュラル

カラー ■ パープルを基調とするカラーコーディネート。
紫・青系の花をベースに、白・黄色などパープル系に調和する花色にプラスポイント色

植栽 ■ 国際的な自然感覚の樹木（オリーブ・ミモザ・シマトネリコなど）
■ 季節感のある低木（コデマリ・ローズマリー・エリカなど）
■ お洒落感のある草花（ハーブ・サルビア・スミレなど）

のミックスにより、立体的でまちを引き立たせる植栽プランとする



□工事期間中のご協力をお願い

工事用仮囲い ■ 建築工事等の際に設置する工事用仮囲いには、トアロードらしい気品あるイメージに調和するデザインを施し、工事期間中でも明るく楽しい雰囲気づくりに努める

夜の景観づくりガイドライン

夜景は、まちの基本的な明るさをつくる照明と、まちを演出する照明が適切に組み合わせられてつくられます。店舗の明かりやイベントの光などが夜のまちに賑わいを演出して、散策とショッピングの楽しさが夜にもあふれるようあかりによるまちの魅力づくりをめざします。

あかりの連なる坂道づくり

トアロードは、神戸都心部を南北方向（山と海）でつなぐ坂道です。夜間も明るさの連なる坂道として、北野、旧居留地、南京街をネットワークします。

トアロードと東西を結ぶ道路との交点は、それぞれに特色ある夜間景観を形成するポイントとなります。とくに、主要道路との交点は、<あかり>の拠点と位置づけます。

あかりによるまちの魅力づくり

- 照明によってまちなみの夜の魅力を高めましょう。
- 店の業種や業態に合わせ、(1)適切な明るさとする (2)暖かみのある光をつかう (3)照明による商品の色の見え方を大切にすること (4)まぶしさを抑えるなどに配慮しましょう。
- 夜の散策が楽しめるよう、明るさがつながる坂道にしましょう。
- 大きい、強い光をさけ、細やかな照明演出のところがけましょう。
- 沿道の花と緑を、夜にも映えるように照明しましょう。
- 光を活用したイベントで季節感を演出するなど、夜間の魅力を高めるようにしましょう。



お気軽にご相談ください

- ・景観形成市民協定の区域で「ルール」に関わる改造や建築をされる時
 - ・新しいビルが建つと聞いたがデザインが心配
 - ・カンパを新しく取り付けた、リニューアルしたい
 - ・沿道をお花で美しくしたい
- どんなことでも結構です。まずトアロード地区まちづくり協議会事務局にお気軽にご相談ください。協議会では、神戸市とともに、専門家も入る景観デザイン委員会が建築主や工務店や設計者の方々とトアロードらしいデザインについて話し合いを重ね、みんなでトアロードらしい景観づくりを行なっていきます。

